

条件明示事項	
工事全般関係	施工中に生じた問題点については、その都度、銚子土木事務所に報告し、その対応について協議すること。
工程関係	特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。
用地関係	特になし。
環境対策関係	特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。
安全対策関係	特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。
1 重点安全対策	①労働災害の防止(墜落・転落の防止) a. : 脚立、梯子の適切な使用 b. : 転落する可能性の有る箇所の危険予知活動 c. : 複数人で作業を実施 ②公衆災害の防止 a. : 第三者が容易に工事エリア内に立ち入れないように物理的な措置 b. : 第三者の安全な動線の確保、適切な交通誘導 ③物損事故の防止 a. : 事前確認及び周知・指導の徹底 b. : 目印表示等の設置、適切な指導 c. : アーム、荷台等は下げて移動
工事用道路関係	特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。
3 一般道路を交通規制等により占用する場合	①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示 a.協議機関 :銚子警察署 b.対象区間 :工事区間内 c.対象期間・時間 :工事期間内 9:00～17:00 d.規制内容 :銚子警察署と道路交通に対する処理等について協議すること。 e.その他 :
仮設備関係	特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。
建設副産物関係	特記仕様書及び土木工事共通特記仕様書による。
工事支障物件関係	・工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認すること。支障物件等が発見された場合には、監督職員の指示に従うこと。
薬液注入関係	特になし。
その他	特になし。